

議第106号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつ
との項中「特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねつ
と」を「特定非営利活動法人F a S o L a b o 京都」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人の名称の変更に伴い、規
定を整備する必要があるので提案する。